

## 総務文教委員長報告

総務文教委員長 浜 盛幸

総務文教委員長報告を申し上げます。

今期定例会で当委員会に付託されました案件は、「議案第 75 号 地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」ほか議案 6 件であります。

当委員会は、12月 10 日に委員会を開催し、慎重審査いたしました結果、議案 7 件については、いずれも原案のとおり可決すべきと決しました。

以下、審査の概要について、ご報告申し上げます。

---

まず、「議案第 75 号 地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」は、地方自治法及び地方自治法施行令の改正に伴い、これらの法令の引用条項にずれが生じたことから、関係条例について所要の改正を行うものであります。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

---

次に、「議案第 76 号 鳴門市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づく基幹業務システムの標準化に伴い、個人番号の独自利用及び特定個人情報の提供に関する定める本条例について、所要の改正を行うものであります。

委員からは、住登外者を管理する必要がある事務の具体例について質疑があり、理事者からは、市外在住者が市内に土地を所有している場合の固定資産税に関する事務や、住所地特例が適用される場合の介護保険に関する事務などがある、との説明がありました。

また、委員からは、住登外者宛名番号管理機能を導入することで事務は効率化されるのか、との質疑があり、理事者からは、住登外者を管理する各システムの情報が宛名番号により一元化されるため、事務効率の向上が図られる、との説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

---

次に、「議案第 87 号 鳴門市職員諸給与条例の一部改正について」及び「議案第 88 号 鳴門市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」は、本年の人事院勧告及び徳島県人事委員会勧告に伴い、本市職員の給与について、これに準じて改定を行うなど、所要の改正を行うものであります。

議案第 87 号及び議案第 88 号の議案 2 件については、関連した内容であったため、一括して説明を受け、質疑を行いました。

委員からは、遡及適用により生じる差額はいつ支給されるのか、との質疑があり、理事者からは、議会の議決の後、12月中に本年 12 月分までの改定差額を支給する予定である、との説明がありました。

また、委員からは、職員一人あたり年間どれくらいの増額となるのか、との質疑

があり、理事者からは、例えば、1級36号給の主事で年間約20万円、6級32号給の課長で年間約22万円えることとなっており、1人あたり年間20万円前後の増額になる、との説明がありました。

次に、委員からは、今回の改正による増額はどれくらいになるのか、との質疑があり、理事者からは、約1億7,700万円を見込んでいる、との説明がありました。

また、委員からは、今回の改正による増額分の補正予算議案は提出されていないが、どのように対応するのか、との質疑があり、理事者からは、当面は既決予算で対応可能であるため、3月補正予算に計上したいと考えている、との説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

---

次に、「議案第77号 鳴門市火災予防条例の一部改正について」は、大規模林野火災の発生を背景として、国の検討会において、林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令等により、林野火災予防の実効性を高めることが必要であるとされたことから、市長が林野火災に関する注意報を発令することができるとする規定を新たに設けるなど、所要の改正を行うものがありました。

委員からは、第29条「火災に関する警報の発令中における火の使用の制限」に規定する事項のうち、第7号「屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。」を削除する理由について質疑があり、理事者からは、消防設備等の設置基準が強化されることにより、住宅等の安全性が向上したことから削除するものである、との説明がありました。

また、委員からは、今回の改正をどのように周知するのか、との質疑があり、理事者からは、危機管理局や農林水産課、市民協働推進課、環境政策課と連携し、関係機関に周知するほか、広報なるとや市公式ウェブサイトなどを通じて広報することとしている、との説明がありました。

次に、委員からは、「火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出」について、農家などの野焼きはどのように取り扱うのか、との質疑があり、理事者からは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により野焼きは原則禁止となっているが、農林漁業を営む上でやむを得ないものや、軽微なものなどについては例外として認められているため、警報等の発令時に適切な対応がとれるよう届出の対象としている、との説明がありました。

次に、委員からは、林野火災の発生件数の推移と傾向について質疑があり、理事者からは、林野火災の発生件数は減少してきているが、火災が長期化する傾向にあることから、警報等を早期に発令し、林野火災が発生しないよう徹底したい、との説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

---

次に、「議案第78号 鳴門市立幼稚園に従事する教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正について」は、本市の幼稚園に勤務する教育職員のうち管理職以外の者に支給する教職調整額について、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）で定める額に準じて引き上げるため、所要の改正を行うものがありました。

委員からは、教職調整額について、公立の幼稚園と小中学校とではどのように異

なるのか、との質疑があり、理事者からは、これまで公立の学校の教育職員については一律に給与月額の4%に相当する額を教職調整額の基準としていたが、法改正により、幼稚園以外の教育職員については、令和8年から10%になるまで毎年、教職調整額の支給割合が1%ずつ加算されることとなっている、との説明がありました。

また、委員からは、給特法において幼稚園の教育職員の教職調整額の支給割合が4%のまま維持される理由について質疑があり、理事者からは、幼稚園の教育職員については、子ども・子育て支援新制度の枠組みにおいて、処遇改善に資する財政措置が講じられていることから、4%のまま維持されることとなっている、との説明がありました。

次に、委員からは、幼稚園の教育職員の時間外勤務の状況について質疑があり、理事者からは、今回の条例改正にあたり、令和7年9月分の時間外勤務の状況を調査したところ、1人あたり平均約32時間の時間外勤務を行っていたことが分かったことから、今後も時間外勤務の状況を把握するように努め、業務の効率化を図る中で教育職員の勤務環境の改善に引き続き取り組んでいきたい、との説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

---

次に、「議案第83号 工事請負契約の締結について ((仮称) 大麻町総合防災センター整備事業)」は、(仮称) 大麻町総合防災センター整備事業に係る請負契約の締結にあたり、地方自治法第96条第1項第5号並びに鳴門市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものありました。

委員からは、これまで契約後に追加の費用が必要となり変更契約を締結した事例が多くあったが、(仮称) 大麻町総合防災センター整備事業の工事請負契約に関してはどのように見込んでいるのか、との質疑があり、理事者からは、事業を進めていく中でさまざまなリスクはあると思うが、安易に契約額を増額するのではなく、可能な限り原契約の範囲内で対応できるよう工夫しながら対応していきたい、との説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

---

以上が、当委員会の審査概要であります。

ご賛同を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。